

新刊紹介

カント
著作集(9)

法律哲學

恒藤
船田

享二
恭譯

本書はカントの *Metaphysik der Sitten* (一七九七年) の第一部 *Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre* の翻譯である。(第二部 *Met. Anf. d. Tugendlehre* は既にカント著作集(8)『道德哲學として公にされてゐる。) 従來の傾向では此等の述作は『實踐理性批判』や『道德哲學原論』に比して餘り重要視されなかつたやうである。

その理由は勿論後者がカント哲學の究極の梁桁をなしその哲學の劃期的意義である先驗的批判主義を原理的に呈示してゐるに反して、前者が寧ろその建築の細部をなしてゐるといふことに存するであらう。併し乍らなほそれ以外に、特に新カント學派以來哲學界の主要なる關心が、種々なる經驗主義的傾向に對して先驗主義によつて哲學に独自の立場を開きまた學としての嚴密性を興へるための方論的討究に向けられ、従つてカント哲學に對してもより多くこの見地から近付きがなされたといふ事情も、理由の一半をなしてゐたであらう。今や哲學するもの、關心は具體的なる事象そのものへ移つて、一方では人間學に對する、他方ではそれと絡み合つて社會や歴史に對する興味が旺盛となりつゝある。而してこの關心が方法論的關心と並んで古來哲學の源泉であることは哲學史上を通じて、プラトンやアリストテレスに於ては勿論のこ

と、中世哲學や近世の英國及び大陸の哲學諸體系に於ても、一方では諸々の徳や情念に關して、他方では其れと密接なる聯關のもとに法律政治國家等に關して、如何に熱心なる攻究が行はれてゐるかといふことを、更に、カント以後の獨逸哲學に於てもフイエテやシュライマツヘル等に *Sittenlehre*、*Tugendlehre* があり、フイエテ、シェリンク、ヘーゲル等に法律哲學があつて法學史上に深い影響を發してゐるといふことを想起すれば明かである。それ故、具體性を回復せんと努めつゝある現今の實踐哲學にとつてはこの劃期的哲學者の徳論や法律論は人間學に關しても社會科學に關しても無視すべからざる意義をもつといはればならぬ。カントも本書の序論の中で、道德の形而上學が人間學に適用され得ることとを語つてゐるのである。『實踐理性批判』等を讀む者は、『道德形而上學』をも併せ讀むことによつて、譯者がこの書の序のうちでいはれてゐる如き、「たとへばカントの倫理學說の形式主義的傾向を過度に誇張した解説又は批判を爲す人は『道德形而上學』に於けるカントの所論を無視したまゝに立論する輕率者が多いのである」といふ正當なる誇りを受ける危険から免れ得るのであらう。

カントは周知の如く行爲の法律性と道德性とを區別し、前者は或る行爲がその動機の如何に拘らず外的に法則と一致し義務に愜へる場合、後者は單にそれだけに止らず法則が行爲の規定根據となり義務の觀念が動機となつてゐる場合とした。それによつて一方では道德の純粹性が他方では法律の嚴密性が原理的に確保され

得た。從來の歴史に於ては法律性と道徳性とは、或は未分のまゝ一つとなつて居り、或は實生活の行爲批判に於ても道徳理論に於ても區別が行はれ乍ら然も哲學的に充分な根據付けを見出し得なかつた。その兩者の境界を明確に立て得たのは疑もなく *Andrius* *smas* の一つの功績である。併し乍らそれと同時に、吾々は、カントに於てその道徳論と法律論が同じ精神に貫かれて居り、それが理論の内容にも現れて道徳と法律との内面的聯繫に對する示唆を與へてゐることも看過してはならない。

從來カントの道徳哲學は一方からは主觀道徳、個人主義道徳として、他方からは全く反對に法則道徳、形式主義道徳として非難されるのが常であつた。併し實は問題はカントに於てこの兩面が不可分なる一つをなしてゐる所にこそある。中心概念である「人格」が既にこの兩面を含む。吾々は一層深くカントの精神へ理解し入ることによつて、この問題の角度からもう一度新しくその倫理説を見直すべきではなからうか。彼の理論に於ける個人主義的 *Sein* は彼が近世市民社會の子であることを示す。併しそれはまた同時に、彼が最後まで眼を離さなかつた惡の原理、彼の所謂「自愛の普遍的原理」、即ち人間本性に於ける自然的個人主義の深く潛む根を越克せんとする努力からも由來する。彼に於ける個人主義は個人主義に打克たんだための個人主義である。カントは個人の内面へ向つてその眞正なる意義にまで徹底することによつて、反つて「定言的命令」の最後の最も具體的なる定式、目的の王國を實現するやうに行爲せよ、に現はれてゐる如き、より高き共同社

會の理念に到達し得たのである。所謂 *Gesinnungsmoral* も所謂 *Geistesmoral* もこの見地から檢せられねばならぬ。」更に又「道徳哲學原論」(一七八五年)と『法律哲學』(一七九七年)との間に發表された歴史哲學的諸論文のうちに於ても、周知の如く、人間の自然的本性のうちに自由と一つになつてゐる如き反社會的利己性それと社會的性向との敵對關係、そこから「自然」によつて人間に課せられた最高課題として顯はれて來る所の、完全に正義的なる公民的憲制に秩序付けられた共同社會の「理念」等の思想が美しく展開されてゐる。この共同社會の見地は彼と反對に社會的功利主義を標榜するイェーリングの共鳴をすら見出し得たものである (*Zweck im Recht, Kap. IX, 17*)。然も、この卓越した法學者の「社會的立場」も、人間惡への眞直なる當面をも回避しないかの思想に對比しては未だ安易にさへも見える。個人主義は人類が必然的に自らに課することを餘儀なくされた試練である。それに打勝つものは、反つてその内面に突き這入つてその深き根にまで透り得る淨火でなければならぬ。共同社會の理念は、それが如何なる立場から掲げられるものであらうとも、兎に角ひと度は個人主義的「原子態」の起源する所を通つた上で更にそれを超えたものでなければ、吾々の歴史的課題の表示とはなり得ない。要するにカントに於ける個人主義的 *Sein* は、近世市民社會の正嫡的イデオロギイである英吉利功利主義個人主義とは本質的に異つて、寧ろ中世以來はぐくまれて來た獨逸精神の人格主義の種子がルソーなどの影響の下に近世市民社會の地盤の上に開花し更にそれを超えた所

に實のりを約束するものであるといふことが出来る。

同じ事情はカントの法律哲學に於ても見られると思ふ。こゝに於ても、個人の意欲は理念としての共同意志又は普遍的意志の普遍的立法に一致することによつて正當なる即ち法的に妥當なるものとなるといふことに於て、その外的自由を少しも毀傷されず、寧ろ反つてそのことに於てのみ自らの行爲(外面性に於て見られたる)の眞正なる「實踐的」意義を發揮し得る、といふ思想が一貫してゐる。今そのことを、本書の第一編私法のうちの物件的權利の論について見るならば——「一般に私が或る外的對象(物件・給付・及び家族に於ける如く人格者そのもの)を「私のもの」と呼び得るためには、私がそれを今此處に持つてゐるといふ「所持」即ち「感性的經驗的占有」又は「現象に於ける占有」(Possessio phœnomenon)のみでは不充分であり、寧ろ時間空間の制約を抽象し去つた「可想的占有」*intelligibler Besitz* (possessio noumenon) がそれの根底に置かれねばならぬ。例へば「私が林檎を手放して何處に置かうとも、私がそれを占有してゐると言ひ得る」のでなければならぬ(本書八四頁)。而してこの可想的占有に關する法律命題はかの時空的制約によつて經驗的占有以上に自らを「擴張」するのであるから先天的綜合命題であり、従つてその可能性の演繹が爲されねばならない。搜て有體的物件の場合には、それが「私のもの」となるやうにする法的作用としての取得の原本的なるものは先占(occupatio)、即ち私の一方的意志による併し時間的に優先なる *physisch* な占有取得である。かくの如き占有の權利の可能性は、

自分の可能性と同様理論的には決して透察され得ず又種々の根據によつて證明され得ずして、寧ろ、カントによつて「私の意欲のあらゆる外的對象を私のものとして有つことは可能である」として言ひ表はされた實踐理性の法的要請即ち外的自由の公理からの直接の歸結である(一一九頁)。「この要請は實踐理性の許容法則 (*lex permissiva*) と名づけられ得るものであつて、我々が單なる權利一般の概念からしては導き出し得ない權能を、すなはち、我々の意欲の一定の對象につき、我々が最初にそれを占有したといふ理由で、その使用を差控へる可しとの羈束をすべての他人に課する權能を、我々にあたへるのである」(八三頁)。即ち法的要請とされた所のかの「可能」又は「能力」(*Vermögen*) の直接なる現實化が法的「作用」(*Akt*) としての先占であるといふのがカントの考であると解してよいであらう。こゝで我々は、個人の恣意の外的自由の法則が原本的取得の根源をなしてゐるのを見る。併し乍らの法的個人主義は同時に法的共同社會の理念に規整されてのみ考へられてゐるのである。

カントによれば、抑々かゝる取得の仕方はその權原を、地球上に於ける一切の人間の占有にして然も彼等の一切の法的作用に先行する如き「原本的總占有」(*ursprünglicher Gesamtbereich: communio possessionis originaria*) にもつて「物件に於ける權利は、私が他の一切の者と共に(原本的な又は設立された)總占有を爲す物件の私的使用の權利である。何となれば、斯かる總占有は、私が他のいづれの占有者をも物件の私的使用から排斥するといふことを

可能ならしめる唯一の條件だからである。といふのは斯かる總占有を前提しないでは、私が物件を占有してゐないのに、如何にして、これを占有し又これを使用する他人によつて侵害され得るかと思惟されないから」(二一三頁)。(但しカントがこの原本的總占有を「原始的總占有」(ursprünglicher Gb.; communio primæva)から屢々繰返して區別してゐる。ことは注意されねばならぬ。前者が「原理」に基げられ、後に述べる如く「客觀的なる即ち法的—實踐的實在性をもつ理念」であるに反して、後者は「歴史」の上に基げられる一つの假想である。九二頁、一〇八頁)この原本的總占有の理念はすべての物件について考へられるものであるが、カントは土地をばその上にあるすべての物件に對して屬性に對する實體と見做し、(詳しくは九一頁以下及び一一五頁以下)、かくして土地の原本的共同に、時間的に優先なる物理的經驗的占有の權原(經驗的權原)を置いた。扱てカントによれば、この權原に基いてのみかの物理的占有はそれが爲される時、即ち前述の外的自由の可能を實現する時、法的作用として是認さるべきものとなる。換言すれば可想的占有へ移行し得る。即ちかの經驗的權原に時間的に最初といふ取得し方が結びついて、取得そのものが「理性的權原」をもつ成立し得るといふのである。物件的權利のこの演繹は次の如くなされる。理性的權原とはカントに従へば一切の人格者の先天的必然的に結合されたる意志、即ち公民的憲制、の理念であるが、この普遍的意志はかの原本的共同占有に「先天的に照應する」(九一頁)ものである。ところでもし法的な人格者と對象と

の關係としての占有からその感性的制約を抽象することが、その關係が一人格者と諸人格者との關係へ還元されることに外ならぬとすれば、この人格關係に於て一人格者の一方的意志が物件の使用に關して他の一切の人格者を羈束し得るのは、その意志が總占有に於ける全人格者關係、即ち全面的なるを以て *apud* 之に(即ち偶然的ではなく必然的に)結合されたる「綜合普遍的意志」(synthetisch-allgemeiner Wille 一三一頁)のうちに含まれ、その普遍的立法に一致するものとして考へられる限りに於てである。併し乍らこゝで、かの總占有が一切の法的作用に先立つものとして原本的であるといはれた如く、普遍的意志も一切の原本的取得に [conditio sine qua non] として「暗黙に前提される」(一一一頁)ものであることに注意せねばならぬ。この「一切の法的作用に先立つ」暗黙の「前提」といふことは(そのことなくしては原本的取得が不可能である故に)個人の外的自由の不毀傷を意味するものであると同時に、それが「前提」されねばならぬといふことは、取得が法的作用であるためにはそれが公民的憲制の理念の實現であるやうな仕方であるべきであることを意味する。即ち外的自由の表現である原本的取得は恒に共同社會の理念の實現といふ實踐的意義をもつものとしてのみ是認される。それ故にまたその作用が「各人をして吾々と共に一つの憲制の中に立ち入らしめるやうに強要する權利」をもつといはれるのである。カントが「たゞ公民的狀態の理念との調和に於てのみ、すなはち、斯かる狀態及びその設立に關してのみ、しかもその實現以前に(何となれば、

もしさうでなければ取得は導き出されることとならうから)、したがつてたゞ暫定的にのみ外的なる或るものは原本的に取得され能ふ。決定的取得はたゞ公民的狀態に於てのみ生ずる」と言ふ時(一二一頁傍點筆者)、吾々は公民的狀態の理念、取得の法的作用、及びその作用によるかの理念の實現の間に、殆んど實踐的辨證法ともいひ得る如きものを覗ひ得ないであらうか。かの理念がカントによつて「實踐的實在性」をもつといはれる意味も恐らくそこにあるのであらう。要するに、可想的占有の演繹は、一方で一人格者の意志の外的自由に他方では公民的憲制の理念に基いて即ちかの意志が「外的自由の公理と能力の要請と及び先天的に結合したものと」として思惟される意志の普遍的立法とに適應する(一三〇頁)ことから爲され得るのである。

以上物件的權利を手懸りとして述べられた法律哲學の根本的考へ方は、道德哲學に於て、行爲が自由の因果性によつて感官界へ結果し出乍らも、それが善なる行爲であるためには、目的の王國の實現を可能ならしむものとして「可想界の理念へ統一される如き仕方」で爲さるべきであると要求されてゐること、照應する。而して同じ精神は本書の他の部分、即ち私法に於ける人格的權利、物的様相をもつ人格的權利(家族的社會に於ける權利)等、第二篇公法に於ける國家法、國際法、世界公民法等をも貫いてゐるのである。カントが「法的―實踐的理性批判」に就て語つてゐるのも故なくはない(九九頁)。もとより本書の思想がすべてそのまゝで完全とはいはれ得ないであらう。特に上に略述した部分は經濟的自

由主義の法律的對應物と解される可險性を包藏するかも知れぬ。併しカントの眞の精神がそこにはないことは上の簡單な叙述からも察知され得るであらう。而してその精神は現代に樹てらるべき *Metaphysik der Sitten* に對して一つの大なる指針を與へ得ないであらうか。倫理學に起りつゝある共同社會の立場からの新しき倫理への要求も、法律學に起りつゝある新しき自然法への要求も、ひと度ばカントの實踐理性の領域をその根本である「實踐的」にして新しく見直すといふことから徒勞を收獲ほしないであらう。例へばケルゼンの如きすがら、カントの實踐哲學に於ては彼がその理論哲學領域に於て克服した形而上學的二元論が侵入してゐる、茲では彼は彼の先驗的方法を放棄したといひ、法律哲學者としてもカントは自然法學の古き軌道内に止つてゐるといふ時(『自然法學と法實證主義』第十四章、黒田氏譯)、吾々はカントが強調して止まない「實踐的」といふことの眞意に對する理解の不足をそこに感知せざるを得ない。

現在の吾が國に於て、本書の譯者達を合めて少數の有力な學者による以外に法律哲學に關する書籍が極めて少く、法律學の一般的盛行と奇異なる對照をなしてゐる際、この古典の信賴すべき譯が提供されたことは、法律を學ぶ者からも哲學を學ぶ者からも感謝さるべきであらう。尙今後も引續き、同様な貢獻によつて吾々門外漢をも推輓せられんことを譯者達に冀ふてやまない。

ついで乍ら、カント以後の哲學の歴史は、法律哲學の述作に關する限り逆流してゐる。シェリングの「自然法の新しき演繹」は一

七九五年に書かれ、フィヒテの「自然法の基礎」はその翌年、カン
トの法律哲學は更にその翌年の刊行である。この事實は、たとへ
そこに影響的關係が認められないとしても、當時の思想界の状況
の興味ある一断面として哲學史家の注意を引くに足る。(岩波書店
刊行、定價貳圓八拾錢)(西谷啓治)

雜 錄

シュライエルマツヘル百年忌

「現代神學の父」シュライエルマツヘルの歿後早くも百年が経過
した。この二月十二日は彼の忌日である。

その計報に接して、教會史家ネアンデルは、「今や我々は、それ
から教會史上新しい時代が始まる人を失つた」と語つた。オット
ー・ブラウンのいふ如く、彼は一つの學派を創設したのではなく
一つの時期を劃したのであつた。哲學史をカント前と後とに分つ
やうに、神學をシュライエルマツヘルを境として區分することは
現に獨逸の學者の間に行はれてゐる。彼の最近の、そして最も鋭
い批評家の一人、エミール・ブレンネルはいつてゐる。「敬虔な一
般人士の間に現れてゐるものを考へても、或は神學に於て見るも
のを考へても、何處に於ても今日我々は、直接的に彼に瀕り得ら
れるか、或は彼が最も明瞭に、最も古典的に表現した諸見解、諸
論證等に出會ふのである。彼こそ、當代の實際に偉大な神學者で
あり、いはゞ現代神學の根莖である。その地下に深く張つた根か
ら、現代神學の基督教的的神祕主義は芽生へてゐる」

併し、この神祕主義の根莖は少くとも辨證法神學にとつては掘
り返されるべきものである。カール・バルトは特に「神學と教會」
の一章に於て、又ブレンネルは「神祕主義と言葉」に於て、彼に